

○北秋田市物品調達及び役務提供に係る入札制度実施要綱

平成 18 年 11 月 27 日

告示第 32 号

(目 的)

第 1 条 この要綱は、市が発注する物品の買入れ及び役務の提供（以下「物品調達及び役務提供」という。）の競争入札（以下「入札」という。）について必要な事項を定め、入札制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

(資格審査)

第 2 条 市長は、入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）から、別表 1 に掲げる物品の品目（以下「品目」という。）及び別表 2 に掲げる提供役務の種目（以下「種目」という。）ごとに入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）を行うものとする。

2 資格審査の対象となる者は、市と物品調達及び役務提供に係る契約を希望する者であって、申請書提出日現在で 1 年以上同一の事業を営んでいる者

3 資格審査は、2 年に 1 回定期の審査を行うものとし、中間年に追加の審査を行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合はその都度、審査を行うことができる。

4 次の各号に掲げる者については、資格審査を行わないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

(2) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者であると認められる者

(3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(申 請)

第 3 条 市長は、申請者に対し、北秋田市物品調達及び役務提供に係る入札参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)と次に掲げる書類を添えて提出させるものとする。

(1) 営業に関し、必要とされる資格の証明書、許可証等の写し

(2) 申請者が法人である場合は審査基準日の属する営業年度の直前 1 年の営業年度における貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合は審査基準日の属する営業年度の直前 1 年の営業年度における貸借対照表及び損益計算書

(3) 申請者が法人である場合は商業登記簿謄本の写し

(4) 入札、契約等の権限を支店長等に委任する場合は委任状

(5) 納税証明書等

(申請書の受付時期及び提出部数等)

第 4 条 資格申請書の受付時期は受付する年の 1 月から 2 月までの間で市長が定める期間とする。

2 資格申請書及び添付書類の提出部数は、1部とする。

3 申請書の提出先は、財政課とする。

(資格者名簿への登載)

第5条 市長は資格審査を行った結果、入札参加資格があると認められる者については、資格者名簿に登載するものとする。

2 名簿の有効期間は、次期の定期の審査に基づく名簿登載の日の前日までとする。

(入札参加資格の取り消し)

第6条 市長は、次の各号の一に該当する者について、入札参加資格を取り消すものとする。

(1) 第2条第4項(1)～(3)に掲げる要件に該当するに至った者

(2) 営業を廃止した者

(3) 虚偽の申請等により入札参加資格を受けた者

(4) 入札参加資格の取消の申し出があった者

(変更届)

第7条 有資格者は、届出事項に変更が生じたときは、すみやかに変更届を市長に提出しなければならない。

(指名の基準)

第8条 市長は、別表に掲げる業務に対応する入札参加資格を受けている者のうち、原則として市内業者から指名するものとする。ただし、特殊な品目又は種目については、この限りではない。

2 前項の規定により指名する業者の数は、5人以上とする。

ただし、特別な技術を要する業務を実施する場合、又は業務の種類、内容、若しくは、地域の業者能力等を勘案し、これにより難いと認められる場合は、有効な競争力を確保した指名数とする。

(指名時の留意事項)

第9条 指名においては、次の事項に留意しなければならない。

(イ) 信用度

(ロ) 特殊な物品の納入、役務の提供にあつては、当該業務に関して実績を有する者であること。

(ハ) 役務提供の指名に当たっては、当該役務を所管する課の長の意見を参考にするものとする。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第10条 市長は、次の各号に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の

名簿

(2) 自治令第 167 条の 11 第 2 項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 市長は、物品調達及び役務提供（予定価格が 250 万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に綿密に関連する業務であって、北秋田市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の契約を締結したときは、当該業務ごとに遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 自治令第 167 条の 5 の 2 の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格

(2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称、並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

(3) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由

(4) 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）

(5) 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）

(6) 自治令第 167 条の 10 第 1 項（自治令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

(7) 自治令第 167 条の 10 第 2 項（自治令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により、最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称

(8) 自治令第 167 条の 10 の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）又は自治令第 167 条の 13 において準用する自治令第 167 条の 10 の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行った場合における次に掲げる事項

ア 当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由

イ 自治令第 167 条の 10 の 2 第 3 項（自治令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）に規定する落札者決定基準

ウ 自治令第 167 条の 10 の 2 第 1 項（自治令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により、価格その他の条件が北秋田市にとって最も有利なものをもって申込み

をした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

- エ 自治令第 167 条の 10 の 2 第 2 項(自治令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。)の規定により、落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が北秋田市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

(9) 次に掲げる契約の内容

- ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所
イ 業務(物品)の名称、場所、種別及び概要
ウ 業務着手の時期及び業務完成の時期(物品の場合にあっては、納入期限)
エ 契約金額

(10) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

- 3 市長は、前項の業務について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく変更後の契約に係る同項第 9 号イからエまでに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。
- 4 前 3 項の規定による公表は、市のホームページへの掲載及び市庁舎内での閲覧に供さなければならない。
- 5 第 2 項又は第 3 項の規定により公表した事項については、少なくとも公表した日(第 2 項第 1 号から第 8 号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日)の翌日から起算して 1 年間が経過するまで掲載しなければならない。

(準用規定)

第 11 条 北秋田市建設工事入札制度実施要綱第 6 条(資格審査結果の通知)・第 11 条(資格審査委員会の設置)・第 12 条(資格審査委員会の組織)・第 13 条(委員長)・第 14 条(資格審査委員会の会議)・第 17 条(入札参加資格の基準)・第 18 条(入札審査会)・第 19 条(入札審査会の会議)・第 20 条(指名停止)の規定はこの要綱に準用する。この場合、格付業者とあるのは有資格業者と、建設工事とあるのは別表 1 にあっては品目、別表 2 にあっては種目と読みかえる。

(庶務)

第 12 条 資格審査委員会及び入札審査会の庶務は、財政課で行うものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (物品の品目)

番号	物品の品目	例示品目 (代表例)
1	工作用・産業用機械器具類	旋盤、プレス機械、木工機械、クレーン、コンベア
2	農林・畜産機器類	農機具、園芸用機器、農林・畜産用資材
3	建設・建築用資材類	木材、鋼材、砂、セメント、管工事資材、電気工事材
4	塗料	塗料、顔料、溶剤、接着剤
5	土木建設機器類	ブルドーザー、グレーダー、クレーン車、パワーショベル、削岩機
6	道路標識・消防保安用品類	道路標識、保安灯、消火器、避難器具、ヘルメット
7	自動車	乗用・貨物・軽・特殊自動車
8	自動車用品類・修理	車両用部品、タイヤ、車両の修理・点検
9	バイク・自転車類	小型自動二輪、自転車、その他運搬車
10	燃料・油脂類	石油燃料、LPガス、潤滑油、石炭、薪
11	医薬品・衛生材料	医療用薬品、家庭薬、予防薬、各種試験紙
12	工業薬品	塩素、脱臭剤、硫酸、苛性ソーダ、試薬
13	医療機器類	医療用器械器具類、医療用材料
14	測量・計測・理化学機械器具類	測量・測定機器、分析装置、試験実験機器、光学機器
15	融雪・凍結防止剤	塩化ナトリウム、塩化カルシウム
16	教育用品類	教材、教育機器、保育用教材、音楽用品、遊具、標本、見本
17	スポーツ用品類	運動器具、用具、武道具、レジャー・娯楽用品
18	履物類・カバン類	靴、作業服、カバン、バッグ
19	寝具・被服類	作業服、制服、雨具、寝具
20	旗・腕章類	旗、腕章
21	金物・雑貨類	家庭用金物、雑貨類、台所用品
22	厨房用機械器具類	オーブン、レンジ、食器消毒保管庫、食器洗浄器
23	家具・木工・室内装飾類	家具、絨毯、カーテン、ブラインド
24	家庭用電気・機械器具類	家電製品、クーラー、石油ストーブ、照明器具
25	OA機器・通信用機械器具類	各種コンピュータ・周辺機器、OA関連機器・用品

26	事務用品・文具類	文房具、事務用品、和洋紙、加工紙
27	印章類	ゴム印、印章
28	時計・贈答品類	時計、贈答品、記念品
29	看板・広告類	看板、掲示板、表示板、広告用品、ステッカー
30	一般印刷類	活版、オフセット、フォーム及び下記以外の印刷
31	軽印刷類	謄写、タイプ、ダイレクト
32	写真・機材類	撮影用機材、写真撮影、写真材料、フィルム
33	古物商・廃棄物処理	不用品（鉄屑、器械等）の買取、廃棄物処理
34	その他	上記のいずれにも属しない物品
35	物品の買受	中古物品の買受け

別表2（役務の提供）

番号	提供役務の種目	業務の主な内容
1	建築物等清掃	施設、敷地内等の清掃 受水槽、高架水槽の清掃 建築物飲料水水質検査 建築物飲料水貯水槽の清掃 建築物排水管の清掃 建築物害虫等駆除
2	建築物警備	機械警備 人的警備
3	建築物付帯設備保守点検	電気設備保全管理（電気） 機械設備保全管理（管） ボイラー設備保全管理 警報設備保全管理 消火設備等保守点検 地下タンク、油配管等点検
4	森林管理等	森林伐採、間伐等 樹木剪定、害虫駆除 除草、芝生管理
5	施設運転管理	公共施設運転管理
6	電算処理業務	情報処理、システム・ソフトウェア等の開発
7	広告・企画	各種イベント企画等
8	下水管清掃・調査	下水路・下水管のTVカメラ調査及び清掃
9	リース・レンタル	車両

		プレハブ・仮設トイレ等
1 0	浄化槽保守点検	保守点検及び管理
1 1	漏水調査	漏水調査
1 2	不動産鑑定	不動産鑑定
1 3	登記手続き等	登記等手続き
1 4	その他	上記のいずれにも属さないもの